

平成26年度
指導監査等結果報告書

平成27年6月

健康福祉部

目 次

平成26年度指導監査等の結果概要

	ページ
1 社会福祉法人および社会福祉施設	1
2 介護保険サービス事業所	6
3 障害福祉サービス事業所	12
4 行政監査	15
5 移行公益法人等立入検査	16
6 その他	18

平成26年度指導監査等の結果概要

1 社会福祉法人および社会福祉施設

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「平成26年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(平成26年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人

実施数	対象数
49法人	87法人

(注) 対象数は、平成26年度当初の法人数です。

② 社会福祉施設

区分	実施数	対象数
生活保護施設	2	3
婦人保護施設	0	1
児童福祉施設	223 (うち保育所219)	458 (うち保育所430)
老人福祉施設	120	387
障害者支援施設	29	41
計	374施設	890施設

(注) 対象数は、平成26年度当初の施設数で、休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した49法人のうち、48法人に対し、445件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 組織運営に関するもの 169件(38.0%)

- ・ 理事長の職務代理者を指名していない。
- ・ 定款の不備又は実態と乖離している。
- ・ 理事会の議事録の記録および保存が不適切である。
- ・ 役員等の選任に係る手続きが不適切、選任関係書類が未整備である。
- ・ 役員報酬等の不適切な支給がある。

イ 事業に関するもの 2件(0.4%)

- ・ 定款上の事業と実際行われている事業が不一致

ウ 管理に関するもの 274件(61.6%)

- ・ 運用財産等の管理が不十分である。
- ・ 経理事務処理が不十分である。
- ・ 経理規程が未整備又は実態と乖離している。
- ・ 決算関係書類が不適切、誤りがある。
- ・ 諸帳簿の整備が不適切である。
- ・ 入所者預り金の取扱いが不適切である。
- ・ 寄附金の取扱いが不適切である。
- ・ 資産総額等が未登記又は登記遅延がある。
- ・ 苦情解決の仕組みが未整備、又は不十分である。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した374施設のうち、317施設に1,477件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 439件(29.7%)

- ・ 苦情処理窓口が未設置等、苦情解決の体制が整備されていない。
- ・ 給食における必要な栄養所要量の確保が不十分である。
- ・ 必要な医師・嘱託医の設置状況及び必要な医学的管理の状況が不十分である。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 1,038件(70.3%)

- ・ 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員確保が不十分である。
- ・ 給与規定等の各種規定の整備状況が不十分である。
- ・ 職員への健康診断等健康管理の実施状況が不十分である。
- ・ 消火・避難訓練が不十分である。

表1 社会福祉法人の指摘項目および件数

社会福祉法人	指摘項目	指摘件数
実施 49法人 指摘 48法人	I 組織運営	169 (38.0%)
	1 定款変更等の状況	25
	2 役員等の構成の状況	100
	3 理事会の状況	33
	4 評議員会の状況	3
	5 監事監査の状況	8
	II 事業	2 (0.4%)
	1 社会福祉事業の実施状況	2
	2 公益事業の実施状況	0
	3 収益事業の実施状況	0
	III 管理	274 (61.6%)
	1 人事管理の状況	4
	2 資産管理の状況	38
3 会計処理の状況	194	
4 その他	38	
計	—	445 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目および件数

指摘項目	適切な入所者処遇の確保			施設運営の適正な実施の確保			計
	処遇の充 実	生活環境 の確保	自立支援 援助 その他	運営体制 の確立	職員確保、 処遇充実	防災対策 の取組 その他	
生活保護施設	4	0	0	1	0	0	5
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	257	30	1	157	258	102	805
老人福祉施設	105	20	2	314	15	114	570
障害者支援施設	16	1	3	36	0	41	97
計	382	51	6	508	273	257	1,477
実施374施設	25.4%	3.4%	0.4%	34.4%	18.5%	17.4%	100.0%
指摘317施設	439 (29.7%)			1,038 (70.3%)			

(注) 1 児童福祉施設には、保育所および障害児施設を含みます。

2 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

平成26年度は、3法人に対し確認監査を行い、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な場合は、改善ができない理由およびその原因を究明し、改善に向けた指導を行いました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に随時特別監査を実施していますが、平成26年度は対象となる法人および施設はありませんでした。

(6) 市との連携について

平成25年4月1日から社会福祉法人認可事務と法人指導監査の権限の一部が市へ移譲されたため、市と合同で法人役員等に研修会を実施しました。

また、市職員を対象に研修会を開催し、権限移譲された事務等が円滑に進むよう支援しました。

○ 平成26年5月14日に開催した社会福祉法人役員および幹部職員研修会を市と合同で実施しました。

・ 対象法人 312法人（平成26年4月1日現在）中261法人が出席

○ 平成25年度に引き続き、平成26年10月31日に社会福祉法人の会計担当者や市担当者を対象に新会計基準について、研修会を開催しました。

○ 平成26年7月14日、社会福祉協議会の法人事務および会計事務担当者を対象に特化した研修会を開催しました。

○ 市担当者会議（研修会）を開催し、新会計基準や指導監査調書の説明を行いました。

	開催日	出席者数
第1回研修会	平成26年 4月22日	24名
第2回 "	平成26年 4月23日	16名
第3回 "	平成26年 4月24日	15名
第4回 "	平成26年 4月30日	22名
第5回 "	平成26年 5月 1日	24名

○ 円滑な指導監査を実施するため、県庁において県・市連絡会議を開催しました。

開催日	参加人数
平成26年 6月 9日	13市20名
平成26年10月20日	12市21名
平成27年 3月12日	13市24名

(参考)

所轄庁ごとの社会福祉法人および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉 法人数	所轄社会福祉 施設数
津市	43	—
四日市市	30	—
伊勢市	23	—
松阪市	26	—
桑名市	17	—
鈴鹿市	31	—
名張市	7	—
尾鷲市	2	—
龜山市	9	—
鳥羽市	2	—
熊野市	5	—
いなべ市	9	—
志摩市	3	—
伊賀市	8	—
県	89	890
国	12	—
計	316	

- (注) 1 社会福祉法人数は、平成27年4月1日現在
2 社会福祉施設数は、平成26年4月1日現在
3 国・県・市の指導監督となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設
890施設の指導監査は、県が実施します。

2 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「平成26年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施し、必要な場合は介護保険法に基づく改善勧告を行うとともに、行政処分が相当とされた事業所については、長寿介護課に報告しました。

なお、全ての介護保険サービス事業所に対して、地域別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

（平成26年度指導・監査実施方針の重点項目）

- ① 法令遵守の状況（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等）
- ② サービスの質の確保・向上（個々の計画に沿ったサービスの提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ③ 危機管理への取組（防災対策および災害時の消火並びに避難・通報体制の確保、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ④ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか）
- ⑤ 居宅介護支援事業所の運営状況（アセスメント・モニタリングの実施、サービス担当者会議の開催、利用者の同意等の要件を満たさない場合に減額して報酬を請求しているか）
- ⑥ 職員による虐待行為（身体的・心理的虐待、介護放棄を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象5, 238介護施設・事業所のうち、326介護施設・事業所に実地指導を、11事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を4, 652介護施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導の実施状況

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延9日)	4,652	5,238
2 実地指導		
(介護給付サービス事業)		
訪問介護事業所	25	538
訪問入浴介護事業所	2	38
訪問看護事業所	1	114
訪問リハビリテーション事業所	3	16
居宅療養管理指導事業所	0	49
通所介護事業所	48	830
通所リハビリテーション事業所	12	66
短期入所生活介護事業所	20	183
短期入所療養介護事業所	13	86
特定施設入居者生活介護事業所	2	49
福祉用具貸与事業所	3	127
特定福祉用具販売事業所	2	131
居宅介護支援事業所	39	641
介護老人福祉施設	21	133
介護老人保健施設	13	68
介護療養型医療施設	0	24
小計	204	3,093
(予防給付サービス事業)		
訪問介護事業所	25	525
訪問入浴介護事業所	2	34
訪問看護事業所	1	111
訪問リハビリテーション事業所	2	15
居宅療養管理指導事業所	0	49
通所介護事業所	45	804
通所リハビリテーション事業所	11	57
短期入所生活介護事業所	17	169
短期入所療養介護事業所	12	84
特定施設入居者生活介護事業所	2	43
福祉用具貸与事業所	3	124
特定福祉用具販売事業所	2	130
小計	122	2,145
計	326	5,238
3 随時監査		
訪問介護事業所	3	—
訪問看護事業所	1	—
通所介護事業所	1	—
居宅介護支援	1	—
小計	6	—
介護予防訪問介護事業所	3	—
介護予防訪問看護事業所	1	—
介護予防通所介護事業所	1	—
小計	5	—
計	11	—

(注) 「対象数」は、平成26年度当初の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む)です。

(3) 実地指導結果

① 介護給付サービス事業分

指導を実施した204介護施設・事業所のうち、186介護施設・事業所に830件の改善指導を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの

51件(6.1%)

- ・ 生活相談員としての配置が明確でない。
- ・ 看護職員の員数について、単位ごとに、専ら通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されていない。
- ・ 機能訓練指導員としての配置が明確でない。

イ 運営基準に関するもの

662件(79.8%)

- ・ 利用者の心身の状況等の把握について、適切に行われていない。
- ・ 個別ケア計画の作成にあたって、目標やサービス内容等を具体的に記載していない。
- ・ 個別ケア計画が居宅サービス計画に沿って作成されていない。
- ・ サービス担当者会議が開催されていない、また意見照会も行われていない。
- ・ 雇用契約書等により事業所における従業員の勤務体制を明確にしていない。
- ・ 非常災害対策について、サービス提供時における非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報および連絡体制等を定めた具体的な計画の作成に努めること。
- ・ 感染症予防や発生時の対応について、手順書の作成等、事業の実情に応じた必要な措置を講じること。
- ・ 秘密保持について、従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じること。
- ・ 重要事項説明書に記載する苦情相談窓口に市町担当課を記載すること。

ウ 介護給付費の算定に関するもの

99件(11.9%)

- ・ 個別機能訓練加算について、取扱いが不十分である。
- ・ 運営基準減算について、要件に該当するにもかかわらず行われていない。
- ・ 特定事業所加算の要件を満たしていない。
- ・ 独居高齢者加算について、少なくとも月1回、単身で居住している旨を確認し、結果を記録していない。
- ・ 身体拘束廃止未実施減算について、要件に該当するにもかかわらず、行われていない。
- ・ 栄養マネジメント加算について、取扱いが不十分である。

② 予防給付サービス事業分

指導を実施した122介護事業所のうち、89介護事業所に384件の改善指示および指導を行いました。主な内容は次のとおりです。

- ア 人員基準に関するもの** 28件（7.3%）
- ・ 生活相談員としての配置が明確でない。
 - ・ 看護職員の員数について、単位ごとに、専ら通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されていない。
 - ・ 機能訓練指導員としての配置が明確でない。
- イ 運営基準に関するもの** 293件（76.3%）
- ・ 利用者の心身の状況等の把握について、適切に行われていない。
 - ・ 個別ケア計画の作成にあたって、目標やサービス内容等を具体的に記載していない。
 - ・ 雇用契約書等により事業所における従業員の勤務体制を明確にしている。
 - ・ 非常災害対策について、サービス提供時における非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報および連絡体制等を定めた具体的な計画の作成に努めること。
 - ・ 感染症予防や発生時の対応について、手順書の作成等、事業の実情に応じた必要な措置を講じること。
 - ・ 秘密保持について、従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な対策を講じること。
 - ・ 重要事項説明書に記載する苦情相談窓口に市町担当課を記載すること。
- ウ 支援の方法に関する基準に関するもの** 32件（8.3%）
- ・ 利用者の状態、サービスの提供状況等について、月に1回以上、介護予防支援事業者に報告していない。
 - ・ 計画期間が終了するまでに、一度もモニタリングを行っていない、若しくは、その結果を介護予防支援事業者に報告していない。
- エ 介護給付費の算定に関するもの** 20件（5.2%）
- ・ 運動器機能向上加算について、取扱いが不十分である。
 - ・ 口腔機能向上加算について、取扱いが不十分である。

なお、平成26年度実地指導による介護報酬の過誤調整（自主返還）額は、次のとおりです。

事業所数	過誤調整額（円）
15	9,691,400

（注）過誤調整額は、平成27年4月末までに確定した金額です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	介護給付 費の算定	その他	計
訪問介護事業所		14	81	2	2	99
訪問入浴介護事業所		1	3	—	—	4
訪問看護事業所		—	2	1	—	3
訪問リハビリテーション事業所		—	4	—	—	4
居宅療養管理指導事業所		—	—	—	—	—
通所介護事業所		13	198	14	2	227
通所リハビリテーション事業所		1	28	4	1	34
短期入所生活介護事業所		4	66	8	6	84
短期入所療養介護事業所		4	32	7	—	43
特定施設入居者生活介護事業所		1	8	—	1	10
福祉用具貸与事業所		1	10	—	—	11
特定福祉用具販売事業所		—	—	—	—	—
居宅介護支援事業所		5	98	23	—	126
介護老人福祉施設		1	86	20	5	112
介護老人保健施設		6	46	20	1	73
介護療養型医療施設		—	—	—	—	—
計						
〔実施 204施設・事業所〕		51	662	99	18	830
〔指摘 186施設・事業所〕		6.1%	79.8%	11.9%	2.2%	100.0%

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基 準関係	運営基 準関係	支援基 準関係	給付費 の算定	その他	計
訪問介護事業所		11	59	8	—	2	80
訪問入浴介護事業所		—	—	—	—	—	—
訪問看護事業所		—	1	1	—	—	2
訪問リハビリテーション事業所		—	2	2	—	—	4
居宅療養管理指導事業所		—	—	—	—	—	—
通所介護事業所		10	138	16	9	2	175
通所リハビリテーション事業所		1	25	2	6	1	35
短期入所生活介護事業所		2	44	1	3	5	55
短期入所療養介護事業所		2	12	1	2	—	17
特定施設入居者生活介護事業所		1	5	—	—	1	7
福祉用具貸与事業所		1	7	1	—	—	9
特定福祉用具販売事業所		—	—	—	—	—	—
計							
〔実施 122施設・事業所〕		28	293	32	20	11	384
〔指摘 89施設・事業所〕		7.3%	76.3%	8.3%	5.2%	2.9%	100.0%

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた4事業者の11介護事業所に監査を実施し、そのうち9介護事業所に対して35件の改善指導を行いました。

このうち、3事業所に改善勧告を行い、このうち1事業所に介護報酬の返還を求めました。

また、改善勧告および改善指導の主な内容は次のとおりです。

(勧告事項)

- ・ 事業者は、サービス提供責任者に、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を漏れなく作成させ、利用者等に説明し、同意を得ること。
- ・ 事業者は、指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的な内容等を事実に基づき記録すること。
- ・ 事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画において事業を運営すること。

(指導事項)

- ・ 管理者又はサービス提供責任者を変更した場合は、変更届を提出すること。
- ・ 事業者は、訪問介護員等の勤務実績を明確にすること。

また、監査の結果、行政処分が相当とされた2事業者2事業所に対し、下記のとおり行政処分が行われ、2事業所に介護報酬の返還を求めました。

行政処分事業者一覧

事業者名	事業種類	事業所名	処分日および内容
株式会社ウエルケア	居宅介護支援	プラスハート居宅介護支援センター	平成26年4月10日 指定の一部効力停止3か月 (新規利用者受入停止)
イシズム株式会社	訪問介護	ケアサービスまる	平成27年3月18日 指定の一部効力停止3か月 (新規利用者受入停止)

行政処分等に伴う介護報酬返還額一覧

種別	事業所数	返還額(円)
行政処分に伴う返還	2	3,141,603
改善勧告に伴う返還	1	243,733
計	3	3,385,336

(注) 返還額は、平成27年4月末までに確定した金額です。

3 障害福祉サービス事業所

(1) 障害福祉サービス事業所の実地指導および監査

「平成26年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」に基づき、障害福祉サービス事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費の請求があった事業所には指導を行い、改善を図りました。

(2) 実施状況

1, 361指定施設・事業所のうち90施設・事業所に実地指導を、2事業所に随時監査を実施しました。また、集団指導（講習会）を1, 140施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表6 実地指導等の実施状況

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導	1, 140	1, 361
2 実地指導		
居宅介護事業所	10	287
重度訪問介護事業所	6	205
同行援護事業所	6	109
行動援護事業所	0	11
短期入所事業所	6	67
重度障害者等包括支援事業所	0	0
療養介護事業所	0	5
生活介護事業所	8	145
自立訓練（機能訓練）事業所	0	1
自立訓練（生活訓練）事業所	1	15
就労移行支援事業所	0	20
就労継続支援（A型）事業所	16	53
就労継続支援（B型）事業所	8	171
障害者支援施設	7	41
共同生活援助事業所（包括型）	2	87
共同生活援助事業所（外部型）	1	7
地域移行支援事業所	0	25
地域定着支援事業所	0	23
児童発達支援事業所	4	29
医療型児童発達支援事業所	0	0
放課後等デイサービス事業所	15	47
保育所等訪問支援事業所	0	4
福祉型障害児入所施設	0	4
医療型障害児入所施設	0	5
計	90	1, 361
3 随時監査		
居宅介護事業所	1	—
重度訪問介護事業所	1	—
計	2	—

(注) 「対象数」は、平成26年度当初の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した90施設・事業所のうち、80施設・事業所に533件の指摘を行いました。

主な内容は次のとおりです。

- ア 人員に関する基準に関するもの 16件(3.0%)
- ・ 従業員の員数が基準を満たしていない。
 - ・ サービス管理責任者が基準を満たしていない。
- イ 運営に関する基準に関するもの 457件(85.7%)
- ・ 内容および手続きの説明、同意が適切に行われていない。
 - ・ サービス提供の記録が不十分である。
 - ・ 計画の作成が適切でない。
 - ・ 勤務体制が明確でない。
 - ・ 非常災害対策が不十分である。
 - ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。
 - ・ 苦情処理の対応が不十分である。
- ウ 介護給付費等の算定に関するもの 51件(9.6%)
- ・ 計画未作成減算を行っていない。
 - ・ 欠席時対応加算の対応内容が不十分である。
 - ・ 施設外就労加算の要件を満たしていない。

なお、平成26年度実地指導による介護給付費等の過誤調整（自主返還）額は、次のとおりです。

事業所数	過誤調整額（円）
10	1,699,619

(注) 過誤調整額は、平成27年4月末までに確定した金額です。

表7 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所		—	36	2	1	39
重度訪問介護事業所		—	10	—	—	10
同行援護事業所		—	8	—	—	8
短期入所事業所		—	18	—	—	18
生活介護事業所		1	30	1	—	32
自立訓練（生活訓練）事業所		—	4	—	—	4
就労移行支援事業所		—	—	—	—	—
就労継続支援（A型）事業所		7	96	18	2	123
就労継続支援（B型）事業所		2	76	9	2	89
障害者支援施設		—	29	—	—	29
共同生活援助事業所（包括型）		2	6	6	—	14
共同生活援助事業所（外部型）		—	17	3	2	22
地域移行支援事業所		—	—	—	—	—
地域定着支援事業所		—	—	—	—	—
児童発達支援事業所		1	10	2	1	14
放課後等デイサービス事業所		3	117	10	1	131
福祉型障害児入所施設		—	—	—	—	—
計						
〔 実施 90施設・事業所 〕		16	457	51	9	533
〔 指摘 80施設・事業所 〕		3.0%	85.7%	9.6%	1.7%	100.0%

（注） 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

（4）随時監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の2事業所に随時監査を実施し、そのうち1事業所に対して5件の改善指導を行いました。

このうち、1事業所に改善勧告を行いました。

また、改善勧告および改善指導の主な内容は次のとおりです。

（勧告事項）

- ・ 事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画において事業を運営すること。
- ・ 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。

（指導事項）

- ・ 管理者又はサービス提供責任者を変更した場合は、変更届を提出すること。
- ・ 事業者は、訪問介護員等の勤務実績を明確にすること。

なお、当該改善勧告及び指導に基づく介護給付費等の返還はありませんでした。

4 行政監査

(1) 福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「平成26年度福祉行政指導監査実施方針」により、児童・高齢者・障がい者等の福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

(2) 実施状況

区 分	実 施 数	対 象 数
県福祉事務所	2	4
児童相談所	1	5
市町福祉行政	15	29

(3) 指摘事項

① 県福祉事務所

監査を実施した2福祉事務所のうち、1福祉事務所に1件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

利用負担徴収事務の不備 1件（100.0%）

② 児童相談所

監査を実施した1児童相談所に1件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

利用負担徴収事務の不備 1件（100.0%）

③ 市町福祉行政

ア 児童福祉行政関係

監査を実施した9市6町のうち、6市5町に27件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

- i 児童福祉行政事務処理体制の状況 1件（3.7%）
- ii 要保護児童等の把握 3件（11.1%）
- iii 保育の実施事務処理状況 9件（33.3%）
- iv 保育所運営費の事務処理状況 10件（37.0%）
- v 入所施設措置費等の事務処理の状況 4件（14.8%）

イ 高齢者福祉行政関係

監査を実施した9市6町のうち、6市6町に17件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

実施体制の確保 17件（100.0%）

ウ 身体障がい者・知的障がい者福祉行政関係

9市6町に監査を実施しましたが、指摘事項はありませんでした。

表 8 市町行政監査の指摘項目および件数

指摘項目 市 町	事務処理体 制の状況	要保護児童 等の把握	保育の実施 事務処理	保育所運営 費の事務	その他	計
児童福祉行政 実施 9市6町 (指摘 6市5町)	1 3.7%	3 11.1%	9 33.3%	10 37.0%	4 14.8%	27 100.0%

指摘項目 市 町	実施体制の確保	適正な入所措置 事務等の確保	適正な費用徴収 事務の確保	計
高齢者福祉行政 実施 9市6町 (指摘 6市6町)	17 100.0%	0 —	0 —	17 100.0%
障がい者福祉行政 実施 9市6町 (指摘 なし)	0 —	0 —	0 —	0 —

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

5 移行公益法人等立入検査

(1) 移行公益法人の検査

健康福祉部が所管する8社団法人及び4財団法人の検査を実施しました。

(2) 実施状況

区 分	実施数	対象数
移行公益法人※1	12	24
公益社団法人	8	13
公益財団法人	4	11
移行一般法人※2	—	43
一般社団法人	—	32
一般財団法人	—	11
計	12法人	67法人

(注) 「対象数」は26年度当初の健康福祉部所管法人です。

(※1) 新制度の公益社団法人及び公益財団法人です。

(※2) 特例民法法人から移行の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人となり、公益目的支出計画を実施中である法人です。

(3) 指摘事項

検査を実施した移行公益法人12法人のうち、5法人（3社団法人、2財団法人）に21件の指摘を行いました。

- ア 公益認定基準遵守及び変更認定申請の状況** 3件（14.3%）
- ・平成25年度決算で公益認定法第14条の基準を満たしていない。
 - ・新たに収益事業を行っているので変更認定申請を行うこと。
- イ 法人の組織及び内部統治（ガバナンス）の状況** 7件（33.3%）
- ・会員の資格取得について、定款に基づき理事会の承認を受けること。
 - ・助成に係る選考委員会において、選考委員の選任基準を明確にすること。
 - ・年度途中の就退任時の役員報酬について、支給基準を明確にすること。
 - ・出展審査において、選考基準を設けること。
 - ・就業規則及び職員給与規程について、労働法改正に伴う変更をするとともに不明確な点について、職員処遇が明確になるよう見直しを行うこと。
 - ・欠格事項にかかる確認書を整備し、10年保存すること。
 - ・理事等の報酬額について、規程に基づき評議員会の承認を受けること。
- ウ 会計事務の状況** 7件（33.3%）
- ・会計事務規程について、公益会計基準に則した規程に改正すること。
 - ・支出伺いには、証憑書類を添付すること。
 - ・寄付金について、規程に基づき寄付金等申込書を徴取すること。
 - ・各種会費等負担金について、定期的に見直すこと。
 - ・収益事業について、他の業者に見積もりを徴取せず1者随契しているため、契約の適切性について、理事会で検証すること。
 - ・一部契約に不備があるため、会計処理規程等において契約手続きを明確にすること。
 - ・投資有価証券の購入について、処務規程では金額に制限がなく常務理事の決裁となっているため、決裁区分の見直しの検討をすること。
- エ 定期報告書類及び届出の状況** 4件（19.1%）
- ・役員の変更や事業の追加・終了について、届出を提出すること。

6 その他

(1) 社会福祉法人役員及び幹部職員研修会

社会福祉法人、社会福祉施設の役職員の資質向上等を図ることを目的に、次の研修（指導）を実施しました。

研修会名	日数	対象法人	参加法人数	参加率
社会福祉法人役員 および幹部職員研修会	1	312	261	83.7%

(注)対象法人数は、平成26年4月1日現在。

(2) 社会福祉法人新会計基準研修会

社会福祉法人の会計担当職員等を対象に平成27年度から全ての社会福祉法人が適用しなければならない新会計基準の基本的な考え方等、適切な運営が図られるよう必要な知識を習得させることを目的に、次の研修（指導）を実施しました。

研修会名	日数	対象法人	参加法人数	参加率
社会福祉法人新会計基準研修会	1	312	197	63.1%

(注)対象法人数は、平成26年4月1日現在。

(3) 社会福祉協議会法人事務及び会計事務担当者職員研修会

社会福祉協議会の法人事務及び会計事務担当者の資質向上等を図ることを目的に、次の研修（指導）を実施しました。

研修会名	日数	対象法人	参加法人数	参加率
社会福祉協議会法人事務及び会計事務担当者職員研修会	1	30	28	93.3%

(注)対象法人数は、平成26年4月1日現在。